

## 居宅介護支援事業重要事項説明

お客様（お客様のご家族）が利用しようと考えている居宅介護支援業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容をご説明いたします。わかりにくいことがあれば、遠慮なくご質問ください。

### 1. 提供するサービスの内容と料金について

(1) サービス内容 別紙①参照

(2) 料金

お客様のご負担はありません……介護保険が適用される場合は、サービスに係る利用料金は直接介護保険から事業所に給付されます。

ただし、お客様に保険料の滞納がある場合は、お客様より全額料金をいただき、当事業所が発行する証明書をもって後日払い戻しとなる場合があります。滞納の期間によっては、全額お客様のご負担となる場合もあります。

《基準額》 ○要介護1・2 10,000円

○要介護3・4・5 13,000円

《加算等》 介護保険法に基づき、以下の場合等には上記基準額から加算・減算が行われます。その場合は自己負担の生じるお客様にその内容を文書にて通知し、口頭にてご説明します。

- ・初めてケアプランを作成される場合
- ・要介護度が2段階以上変更した時にケアプランを作成される場合の毎初回
- ・病院(施設)から退院(退所)される場合
- ・担当介護支援専門員が40名以上を担当した場合
- ・当事業所が運営基準を満たさなかった場合 他

### 2. その他の費用について

交通費	お客様のお宅が当事業所の通常の事業実施地域以外にあるときは、運営規程の定めのとおり交通費の実費をいただきます。
サービス実施のためにお客様のお宅で使用する電話料金	やむを得ずお宅の電話を使用した場合、お客様の負担となります。

### 3. 料金の支払い時期と支払方法について

利用料、その他の費用の請求	①利用料、その他の費用は、お客様負担がある場合に、利用の月ごとにその合計金額を請求いたします。 ②利用明細は利用のあった月の翌月15日頃にお届けします。
利用料、その他の費用の支払い	①利用料その他の費用は、下記金融機関のお客様指定口座より、利用のあった月の翌月末に自動振替します。(利用契約と同時に自動振替の手続きをお願いします。) ・兵庫西農業協同組合 ・郵便局 ・みなと銀行 ・姫路信用金庫 ・播州信用金庫 ・兵庫信用金庫 ・西兵庫信用金庫 ②領収書は翌月の利用明細と同時にお届けしますので、必ず保管をお願いします。

### 4. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口について

電話 079-276-4111 / FAX 079-276-4169

営業日	月曜日から金曜日 ただし、国民の祝日及び12月29日から翌年1月3日までを除く
営業時間	午前8時30分～午後5時15分
担当	介護支援専門員

\*ご不明な点は、なんでもおたずねください。

太子町役場 さわやか健康課 介護保険係 ※保健福祉会館内	太子町老原102番地1(保健福祉会館内) 電話番号 (079)-276-6715 FAX (079)-276-6631 受付時間 8:30~17:15 月~金(祝日除く)
兵庫県国民健康保険団体連合会	神戸市中央区三宮町1丁目9-1-1801号 電話番号 (078)-332-5617 FAX (078)-332-5650 受付時間 9:00~17:15 月~金(祝日除く)

### 5. 契約の終了

つぎの場合には、自動的に契約は終了します。

1. お客様が介護保険施設に入所した場合
2. お客様が特定施設入所者生活介護、痴呆対応型共同生活介護の受給を開始した場合
3. お客様が身体障害者療護施設等の介護保険の被保険者としての資格を失う施設へ入所した場合
4. お客様の要介護認定区分が、自立もしくは要支援と認定された場合
5. お客様が当事業所の営業ができない程遠くに移転された場合
6. お客様がお亡くなりになった場合

### 6. 緊急時の対応

サービス提供中にお客様に緊急の事態が発生した場合、お客様の主治医にご連絡するとともに、必要な対応を行います。その際、予め指定する連絡先にも連絡します。